

港区ヤングケアラー相談支援等事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区ヤングケアラー相談支援等事業候補者は、ヤングケアラー支援又はこれに類する相談支援業務に関する十分な実績とノウハウを有するとともに、仕様書に定める業務を安全かつ適切に履行できる運営体制及び専門性を備え、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、ヤングケアラー相談支援等事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には内部情報等が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査通過者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和8年5月25日（月）以降に、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度とし、説明10分、質疑20分程度を予定しています。

第二次審査の際は、参加表明書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数いる場合はうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和8年6月3日（水）午後6時から午後8時30分まで

イ 実施場所

港区子ども家庭支援センター（港区南青山五丁目7番11号）

ウ 結果通知

令和8年6月8日（月）以降に、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
専門技術力（類似案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似業務の実績を有しているか。
基本理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの実態・背景・課題を具体的に理解しているか。 ・本事業の実施目的と果たすべき役割を理解しているか。
オンラインサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーが時間や場所にとらわれず参加できるオンライン上の交流の場として、参加しやすさや継続的な参加を促す工夫が、匿名性への配慮や開催方法、オンラインツールの活用等を含め、心理的負担を軽減し安心して参加できる形で具体的に示されているか。 ・参加者が安心して交流できるよう、個人情報取り扱いや利用ルール、不適切な発言やトラブルへの対応等を含めた安全な運営体制と、心理的安全性やオンライン上のリスク管理に配慮した具体的な運営方法が示されているか。 ・オンラインサロンを支援の入口として位置付け、参加者の状況に応じてピアサポートや個別相談等へつなぐための、状況把握やフォローを含めた段階的な支援の仕組みが具体的に示されているか。
ピアサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー同士が安心して気持ちや経験を共有し、相互理解や共感を通じて支え合うことができる環境づくり、適切な運営方法が提案されているか。 ・参加者の心理的安全性を確保するため、ファシリテーターの役割や配置体制について、経験や専門性、ヤングケアラー支援に関する知識及び参加者への配慮を踏まえた、安心して参加できる運営体制が具体的に示されているか。 ・参加者が安心して気持ちや体験を共有できるよう、守秘義務や参加ルール等に配慮した、心理的安全性を確保する運営方法・仕組みが具体的に示されているか。
休日等夜間相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーやその家族の相談に適切に対応するため、相談員の経験や資格、福祉・心理分野の知識等を踏まえた、専門性のある相談体制が整えられているか。 ・電話相談やオンライン相談など、利用者が相談しやすい体制に加え、受付から対応、記録、引継ぎまでの運用方法や、安心して相談できる環境づくりが具体的に示されているか。
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声や支援の効果、課題等をどのように把握し、改善していくかが具体的に示されているか。 ・ヤングケアラー本人を実際の利用につなげることのできる広報・周知方法が具体的に示されているか。 ・人材確保及び人材育成に向けた考え方が示されているか。また、支援の質を向上させるための考え方が具体的に示されているか。 ・個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、情報の管理を適切に行うための体制は構築されているか。

	・事故等の未然防止策が示されているか。緊急時の事業者内の連絡体制及び区への連絡体制は示されているか。
地域貢献活動項目の有無	—
見積価額	—

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・本業務を実施する目的を理解できているか。
提案内容の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、経験を活かした業務の遂行が期待できるか。
理解・回答力	・委員の質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。
総合評価	・参加者が相談しやすい環境や体制の工夫がされているか。 ・事故の未然防止策や区への報告体制がとられているか。個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、情報の管理を適切に行うための体制が構築されているか。 ・総合的に評価できる内容であったか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点(最低ライン)として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置(事務局採点項目の配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

ア 共同事業体構成書

イ 共同事業体協定書兼委任状

ウ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考第一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)又は港区が認定するMINATO再エネ100電力利用事業者の認定の

うち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和8年4月2日(木)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和8年5月1日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和8年7月1日(水)以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。